

宗像地区事務組合告示第1号

公有財産売却公告（入札公告）

公有財産の売却について、次のとおりインターネットによる一般競争入札を実施するので、
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。
令和8年1月14日

宗像地区事務組合長 伊豆 美沙子

1 一般競争入札に付する物件

区分番号	名称	最大積載量	初度登録年月	走行距離	予定価格	入札保証金
07-1	平成31年式 救急車	—	平成31年3月	137,254km	300,000円	30,000円
07-2	平成15年式 資機材搬送車	2,000kg	平成15年8月	19,705km	100,000円	10,000円

※走行距離は、令和8年1月13日現在

※予定価格とは、宗像地区事務組合が定めた最低売却価格をいう。予定価格には、消費税相当額およびリサイクル料を含む。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項各号に該当すると認められる者
- (2) 個人又は法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている者
- (4) 日本語を完全に理解できない者
- (5) 宗像地区事務組合が定める宗像地区事務組合インターネット公有財産売却ガイドライン及び紀尾井町戦略研究所株式会社が定めるオークションに関する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、又は順守できない者
- (6) 公有財産の買受について一定の資格その他の条件を必要とする場合でこれらの資格な

どを有していない者

- (7) 18歳未満の者
- (8) 日本国内に住所及び連絡先がない者

3 下見について

下見を希望する者は、下記連絡先へ電話で申し込むこと。

- (1) 期 間 令和8年1月14日（水）～令和8年2月24日（火）
(土日祝日を除く平日午前9時から午後4時まで)
※ただし、最終日は正午まで。
- (2) 場 所 宗像地区事務組合駐車場（宗像市多禮298番地）
- (3) 連絡先 0940-62-0031
※入札物件を下見で確認しなくとも入札には参加できるが、入札物件に関するすべての事項を了承しているものとみなす。

4 入札の参加申込み等に関する事項

(1) 仮申し込み

入札参加希望者は令和8年1月14日（水）午後1時から令和8年2月3日（火）午後2時までに、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するインターネット公有財産売却システムにより参加の仮申し込みの手続きを行うとともに、クレジットカードにより入札保証金を納付すること。

(2) 本申し込み

仮申し込み手続きを完了した後、下記提出期限までに所定の申込書等により宗像地区事務組合に一般競争入札への参加を申し込むこと。期限までに提出しない者は、本入札に参加することができない。

- ・提出方法：窓口持参、郵送又はメールによるPDFデータ送付（委任状はメール不可）
- ・提出期限：令和8年2月3日（火）午後5時
(郵送の場合は令和8年2月3日（火）消印有効)
（通信障害等で宗像地区事務組合の受信日時が提出期限を超えた場合、
その原因が申し込み者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、受付を行いません。）
- ・提出先：〒811-3507 福岡県宗像市多禮298番地
宗像地区事務組合 総務課 企画財政係
info@munakatajimu.or.jp
- ・提出書類：ア 公有財産売却一般競争入札参加申込書
イ 委任状（代理人が参加申込みを行う場合）
ウ 身分証明書〔住民票・運転免許証・パスポート・マイナンバーカードのうち、いずれか1つの写し（法人の場合は商業登記簿謄本の写し）〕

(代理人をたてる場合、委任者および代理人のものが必要)

※ア及びイは宗像地区事務組合ホームページ

(<https://munakatajimu.or.jp>) よりダウンロードすること。

5 入札の日時

令和8年2月17日（火）午後1時から令和8年2月24日（火）午後1時まで

6 入札方法

公有財産売却システムにより入札金額を登録する。なお、この登録は一度しか行うこと
ができない。

7 開札の日時

開札は、入札期間終了後直ちに行う。

8 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、宗像地区事務組合が定めた入札保証金をクレジットカ
ードにより納付しなければならない。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、本人の申し出により契約保証金に充当するこ
とができる。
- (3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付する。
- (4) 入札保証金には、利息を付さない。
- (5) 落札者が、宗像地区事務組合が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、
その落札を無効とし、入札保証金は宗像地区事務組合に帰属する。

9 落札者の決定方法

入札期間終了後、宗像地区事務組合は開札を行い、売却区分ごとに入札価格が予定価格（最
低落札価格）以上で、かつ、最高価格である入札者を落札者とする。ただし、最高価格での
入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。なお、落札者の決定
にあたっては、落札者のログインIDを落札者の氏名（名称）とみなす。

10 契約及び契約保証金に関する事項

(1) 契約の締結

落札者は、令和8年3月3日（火）までに契約を締結しなければならない。

(2) 契約保証金

契約保証金は、入札保証金と同額とする。8の（2）により、入札保証金を契約保証金

の全部に充当する。また、契約保証金には利息を付さない。

契約保証金は、売払代金の一部として全額充当する。

(3) 売払代金の残金の納入

契約を締結した者は、令和8年3月10日（火）午後2時30分までに宗像地区事務組合が指定する口座への銀行振込により当該契約に係る売払代金の残金（落札金額から契約保証金を差し引いた金額）を一括で納付しなければならない。

1.1 所有权の移転

売却物件の所有権は、落札者が売払代金を完納したときに移転する。

1.2 引き渡し

売払代金の納付を宗像地区事務組合が確認した後、売払代金納付時の現状有姿で売却物件を引き渡す。

引き渡し後に発生した不具合や故障および発見された傷等については、宗像地区事務組合は一切の責任を負わない。

売却物件の売払代金完納後の引き渡しに要する費用、車検及び所有権移転に要する諸費用並びに公租公課等は落札者の負担とする。

1.3 その他

- (1) 当該公告記載内容その他の事項については、宗像地区事務組合インターネット公有財産売却ガイドラインに基づくものとする。
- (2) 宗像地区事務組合は、売り払い物件の瑕疵担保責任（契約不適合責任）は負わない。
- (3) 入札及び契約に関する問い合わせ先

宗像地区事務組合 総務課企画財政係

福岡県宗像市多禮298番地

電話 0940-62-0031